

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止の基本方針

1. 目的

社会福祉法人清承会（以下「法人」という。）は、求職者等に対し、公正かつ安心して採用選考、施設見学、職場体験、実習及びインターンシップ等へ参加できる環境の確保に努めています。一方で、採用活動に関わる職員等による性的な言動や不適切な対応は、求職者等の人格や尊厳を傷つけ、就職活動における不安や不利益を生じさせる恐れがあります。法人は、全ての求職者等の人権を尊重し、安心して採用活動等に参加できる環境を確保するため、本方針を定めます。

2. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、採用選考、施設見学、職場体験、実習、インターンシップその他採用活動に関連して行われる性的な言動により、求職者等に不快感を与え、人格や尊厳を侵害し、又は就職活動上の不利益を与える行為をいいます。

3. セクシュアルハラスメントの例

次の行為はセクシュアルハラスメントに該当する場合があります。

（1）性的な発言

- ・容姿、身体的特徴に関する発言
- ・恋人や結婚に関する執拗な質問
- ・性的な経験や交際状況に関する質問
- ・性的な冗談やからかい

（2）不適切な接触

- ・身体への不要な接触
- ・肩や手などへの不用意な接触
- ・本人の意思に反する接近行為

（3）性的な要求又は誘い

- ・食事や交際の強要
- ・私的な連絡先の執拗な要求
- ・採否と関連付けた不適切な要求

（4）SNS 等を利用した行為

- ・業務上必要のない私的メッセージの送信
- ・性的な内容を含む画像や動画の送信
- ・深夜等の執拗な連絡

（5）その他

- ・性的な内容を含む発言や行為
- ・本人が不快と感じる性的言動
- ・就職活動上の優位性を利用した不適切な対応

4. 法人の対応

法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントが発生した場合、次の対応を行います。

1. 組織として迅速かつ適切に対応します。
2. 相談者の意思及びプライバシーに十分配慮します。
3. 事実関係を公正に確認します。
4. 行為者に対し必要な指導又は懲戒処分を行います。
5. 再発防止策を講じます。
6. 必要に応じて関係機関と連携します。

5. 相談体制の整備

法人は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントに関する相談に適切に対応するため、相談窓口を設置するとともに相談窓口担当者を配置します。

(1) 相談窓口

求職者等は、セクシュアルハラスメントを受けた場合又は受けるおそれがある場合には、相談窓口へ相談することができます。

相談窓口担当者は法人が定めます。

(2) プライバシーの保護

相談又は事実確認にあたっては、相談者及び関係者のプライバシーを保護し、相談内容等の秘密保持に努めます。

(3) 不利益取扱いの禁止

法人は、相談又は事実確認への協力等を理由として、採用選考上その他一切の不利益な取扱いを行いません。

(4) 相談者への配慮

相談者の心身の状況に十分配慮し、必要な支援を行います。

6. 職員への周知及び研修

法人は、本方針を職員へ周知するとともに、採用活動に関わる職員に対し必要な教育及び研修を実施します。

7. 求職者等への周知

法人は、本方針をホームページその他適切な方法により公表し、求職者等に周知します。

附則

本方針は令和7年10月1日から施行する。